

改正

平成25年8月1日訓令第25号
平成26年4月1日訓令第16号
平成29年1月19日訓令第3号
平成30年1月29日訓令第6号
令和3年3月24日訓令第20号

弟子屈町住宅建設促進事業実施要綱

弟子屈町住宅建築資金利子補給金交付要綱（平成18年弟子屈町訓令第25号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、弟子屈町内に本店又は支店等のある建築業者（設備業者も含む。）を利用し、町内に生活の拠点として自ら居住する住宅を新築、解体、改築、増築又はリフォームを行う者に対し、予算の範囲内で建築資金の一部を助成することにより、住宅建築及び定住の促進並びに地域の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅 町内に自らが所有する家屋で、かつ、居住しており（住宅新築後又はリフォーム完了後に居住する場合を含む。）、固定資産税評価基準に基づく専用住宅部分のものをいう。
- （2）町内業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負う事を営業とするもので、法人にあっては本店又は支店等を町内に有し、個人にあっては町内に主たる事業所を有する者をいう。
- （3）新築、改築（以下「新築等」という。） 建築費用が500万以上の新たな住宅及び建築物の全部若しくは一部を除却し、従前の用途、規模及び構造が著しく変わらないものを建設する工事又は、既に建っている住宅に床面積を増加させる工事で建築費用が500万円以上かつ、床面積が30平方メートル以上のものを建設することをいう。
- （4）増築、リフォーム（以下「リフォーム等」という。） 既に建っている住宅に床面積を増加させる工事で建築費用が500万円未満かつ、床面積が30平方メートル未満のもの又は第3条第2項に掲げる改修工事を行うことをいう。（別表に掲げる工事）
- （5）解体 新築工事に伴う同一敷地内の既存建築物の解体をいう。

（助成の対象）

第3条 この要綱による助成の対象は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1）本町に住民登録している者又は住民登録を予定している者で、弟子屈町内に生活の拠点として自ら居住する住宅の新築等又はリフォーム等（自然エネルギーによる発電施設設置を含む。ただし、居住部分の工事と併せて契約する場合に限る。）を行う者
- （2）対象となる住宅に5年以上住民登録を行う者
- （3）本町に本店又は支店等のある町内業者と工事契約を締結した者
- （4）対象となる住宅は専用住宅及び併用住宅とし、併用住宅においては居住部分（共用部分については面積案分とする。）とする。なお、併用住宅において併用部分及び居住部分の建築資金が明確でない場合は、面積案分にて算定するものとする。
- （5）申請者及び対象となる住宅に同居する者のうち、納税義務者全員が交付申請日現在において町税及び本町の各種使用料等（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団の構成員でない者
 - (7) 工事が着手前であること
 - (8) 工事等に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が20万円以上のもの
 - (9) その他、町長が必要と認めたもの
- 2 リフォーム等の助成の対象経費は、次の各号のいずれかに該当する改修工事に要した経費とする。
 - (1) 住宅の修繕及び補修（一部増築を含む。）工事
 - (2) 建物の内外装の改修工事
 - (3) 浴室、台所、便所、暖房その他の機械設備、電気設備等の修繕、補修及び取替え工事
 - (4) その他、町長が必要と認めたもの
 - 3 新築等の助成の対象となるのは1つの住宅につき1度限りとする。
(再助成)

第3条の2 過去にこの要綱による新築等に係る助成を受けた者は、直近の助成交付決定の日から5年（以下「条件年数」という。）を経過していなければ、再び新築等又はリフォーム等に係る助成を受けることができない。ただし、過去に受けた新築等に係る助成の通算額（条件年数を経過した助成額は除く。）が第4条第1項に定める限度額に達していないときは、条件年数に関わらず、その限度額に達するまで、再び新築等に係る助成を受けることができる。

- 2 過去にこの要綱によるリフォーム等に係る助成を受けた者は、条件年数を経過していなければ、再びリフォーム等に係る助成を受けることができない。ただし、過去に受けたリフォーム等に係る助成の通算額（条件年数を経過した助成額は除く。）が第4条第2項に定める限度額に達していないときは、条件年数に関わらず、その限度額に達するまで、再びリフォーム等に係る助成を受けることができる。
- 3 過去にこの要綱によるリフォーム等に係る助成を受けた者は、条件年数に関わらず、新築等に係る助成を受けることができる。ただし、新築等に係る助成の限度額は、第4条第1項に規定する限度額から、過去に受けたリフォーム等に係る助成の通算額（条件年数を経過した助成額は除く。）を差し引いたものとする。

(助成額)

第4条 助成金の額は、新築等においては工事請負契約金額の5パーセント以内とし、50万円を限度とする。

- 2 リフォーム等においては、事業対象経費の10パーセント以内とし、20万円を限度とする。
- 3 解体工事においては、工事請負契約金額の50パーセント以内とし、50万円を限度とする。
- 4 助成金は金券とし千円未満は切り捨てるものとする。―
- 5 自然エネルギー発電施設の設置等に伴い国、北海道、弟子屈町等の公的機関による他の制度の補助金や貸付金等の交付を受ける場合は、第1項及び第2項の工事請負金額又は事業対象経費から当該事業費を差し引いた後の金額から算出するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、弟子屈町住宅建設促進事業助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 居住に関する誓約書及び調査同意書（別記様式第2号）
- (2) 工事契約書の写し（新築等、解体又は増築の場合）
- (3) 見積書（リフォームの場合）

- (4) 対象となる住宅の図面等（位置図、配置図、平面図、面積計算表、リフォーム概要図等）
- (5) 施工内容誓約書（別記様式第3号）
- (6) 施工業者制度利用計画書（別記様式第4号）
- (7) 建築確認申請確認済証の写し又は建築工事届の写し
- (8) 着手前の写真
- (9) 既存建築物の解体は当該建築物の登記事項証明書その他所有権等が確認できるもの
- (10) 既存建築物の解体は建築物除却届

2 申請内容のうち工事金額に20万円以上の変更が生じた場合は、速やかに住宅建設促進事業内容変更申請書（別記様式第1号の2）に見積書を添えて町長に提出しなければならない。

（事前審査）

第6条 町長は前条の交付申請があったときは、その内容の審査及び第7条に規定する調査を行い、その結果について住宅建設促進事業事前審査結果通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者及び施工業者は、前項に規定する住宅建設促進事業事前審査結果通知書（別記様式第5号）をもって工事に着手するものとする。

（調査等）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。

（完成届）

第8条 申請者は、対象住宅の工事が完成したときは、住宅建設促進事業工事完成届（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に届け出なければならない。

- (1) 登記簿謄本の写し（所有者が確認できる部分。該当がある場合のみ。）
- (2) 建築確認申請検査済証の写し（該当がある場合のみ。）
- (3) 施行状況及び完成時の写真
- (4) 施工業者制度利用実績書（別記様式第7号）
- (5) ローン契約書の写し又は支払が行われたことが確認できる書類の写し

2 前項各号に定める書類について、町長が認めたときはその添付を省略することができる。

（完成検査）

第9条 町長は、前条に規定する住宅建設促進事業工事完成届（別記様式第6号）を受理したときは、速やかに審査を実施するものとする。

（助成の決定）

第10条 町長は、前条の規定による審査を実施し適当と認めるときは、住宅建設促進事業助成金交付決定書（別記様式第8号）により申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 交付決定者は、前条に規定する住宅建設促進事業助成金交付決定書（別記様式第8号）を受理したときは、速やかに住宅建設促進事業助成金請求書（別記様式第9号）により町長に助成金を請求しなければならない。

（助成金の支払い）

第12条 町長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に助成金を交付するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。助成金の額の確定があった後においてもまた同様とする。

- (1) 虚偽の申請により助成の決定を受けたとき。

- (2) 第9条で定める完成検査の結果、対象住宅が申請内容と適合していないと認められるとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) この要綱の主旨、目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) その他助成することが不相当と認められた行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、住宅建設促進事業助成金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、既に交付した助成券（既に助成券で取り引きを行った場合はその額面に相当する現金）の全部又は一部を町長に返還しなければならない。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 助成金交付決定の日から5年以内に当該住宅を退去又は他の者に譲渡若しくは貸与したとき。
（住民登録の異動があったとき。）
- (2) 助成金交付決定の日から5年以内に交付決定者及び同居する者のうち、納税義務者が町税等を滞納したとき。
- (3) 前条の規定に基づき、助成金の交付決定が取り消されたとき。
- (4) 虚偽又は不正な手段により助成券の発行を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、住宅建設促進事業助成金返還通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（施工業者の責務）

第15条 元請となる建築施工業者は、本要綱の主旨を尊重し、下請業者の選定にあたっては極力町内業者を活用し地域振興に努めなければならない。

- 2 対象住宅の新築等又はリフォーム等を行うにあたり、一括下請を行ってはならない。
- 3 元請となる建築施工業者は、対象住宅の新築等又はリフォーム等にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 下請に係る町内業者の構成率が、主要工種の過半数を超えるようにすること。
 - (2) 施工業者制度利用計画書（別記様式第4号）に地元還元をどのように行うか記載し、実施すること。
 - (3) 工事完成時には、施工業者制度利用実績書（別記様式第7号）を提出すること。

4 前各号の規定を遵守するため、施工業者は施工内容誓約書（別記様式第3号）を申請時に提出しなければならない。

（関係法令等に係る責任）

第16条 第6条に定める審査及び第9条に定める検査は、本制度に適合しているかを判断するものであり、住宅建築等における関係法令の違反及び施工不良等については、町及び町長は一切の責任を負わないものとする。

（金券の発行）

第17条 町は第1条に定める目的を達成するため、住宅建設促進事業弟子屈町金券（別記様式第12号。以下「金券」という。）を発行するものとする。

- 2 金券は、額面1000円券とする。
- 3 金券は、発行後いかなる理由があっても再発行しないものとする。
- 4 金券の有効期限は、発効日から6カ月とする。

（金券の使用）

第18条 金券は、第20条に規定する金券取扱店で使用するものとする。

第19条 削除

(金券取扱店の登録)

第20条 金券取扱店は、町の行政区域内に事業所等を有し、事業を行っている者で、町が募集して、その登録を受けたものとする。

- 2 金券取扱店の登録を受けようとする事業者は、住宅建設促進事業弟子屈町金券取扱店登録申請書(別記様式第13号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請により金券取扱店に登録した場合は、金券取扱店に登録した者に対し住宅建設促進事業弟子屈町金券取扱店登録証(別記様式第14号。以下「登録証」という。)を交付するとともに、金券取扱店であることを表示する物品(以下「標示物」という。)を交付するものとする。
- 4 登録証の再発行は行わない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(金券取扱店の責務)

第21条 金券取扱店は、金券を持参する者(以下「使用者」という。)に対し、額面に応じた取り引き(以下「特定取引」という。)を行うものとする。

- 2 金券取扱店は、使用者の金券が真正なものであることが客観的に判断できない場合は、特定取引を拒否することができるものとする。
- 3 金券取扱店は、金券の利用促進を図るため、前条第3項に規定する標示物を店頭に掲示するほか、使用者の利便を図る措置を自ら行うことができるものとする。
- 4 金券取扱店は、金券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

(換金の手続き)

第22条 金券取扱店は、金券の換金手続きを申し出る場合、住宅建設促進事業弟子屈町金券換金申請書(別記様式第15号)に必要事項を記入し、第20条第3項に規定する登録証とともに特定取引に使用した金券を町に持参するものとする。

- 2 町長は、適正に申出のあった金券取扱店に対して、住宅建設促進事業弟子屈町金券換金決定通知書(別記様式第16号)を交付するとともに、毎月末日までに申出のあった金券取扱店に対し、翌月末日までに金券取扱店が指定する口座へ振り込みの方法により支払うものとする。

(金券事故等)

第23条 使用者及び金券取扱店が金券保管中に盗難、紛失、滅失その他事故が発生した場合は、使用者及び金券取扱店がその責を負うものとし、町は、一切その責を負わないものとする。

(登録の抹消)

第24条 町長は、金券取扱店がこの要綱に違反する行為を行った場合は、その登録を抹消することができるものとする。

(金券取扱中止の届出)

第25条 金券取扱店は、特定取引を中止しようとするときは、住宅建設促進事業弟子屈町金券取扱中止届(別記様式第17号)により、30日前までに届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出により金券の取扱いを中止した場合、事業者は登録証及び標示物を町に返却しなければならない。

(金券の管理)

第26条 金券管理所管課は、住宅建設促進事業弟子屈町金券受払簿(別記様式第18号)により金券の受払い及び残高の状況を記録するものとする。

- 2 換金済みの金券は、一部を裁断し未使用の金券と明確に区分できる状態にしたうえで失効させるも

のとする。

- 3 換金済みの金券の保存年限は、5年とし、住宅建設促進事業弟子屈町金券廃棄処理簿（別記様式第19号）により記録し、所管課長の確認を受けるものとする。

（委任）

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 対象工事内容 |
|---|
| 1 住宅・併用住宅の住宅部分の新築・解体・増築・改築工事 |
| 2 衛生設備、電気設備、給湯設備及び暖房設備の改修又は設置（床、壁、天井のいずれかにも固定されない物品等の設置に要する経費及び下水道事業計画区域内の外部排水工事は対象外とする。） |
| 3 屋根・外壁・軒天の改修又は塗装 |
| 4 雪留め金物等の設置 |
| 5 風除室・サンルーム等の改修又は設置 |
| 6 窓ガラス・サッシの改修又は設置 |
| 7 床・壁・天井の内装改修 |
| 8 建具の改修又は設置 |
| 9 畳の新設・交換・表替え |
| 10 間取り変更（模様替え）に伴う壁等の設置又は改修 |
| 11 給排水・ガス・灯油配管等の交換又は設置（下水道事業計画区域内の外部排水工事は対象外とする。） |
| 12 システムキッチン等の交換又は設置 |
| 13 換気扇・エアコン等の交換又は設置 |
| 14 造り付け棚・収納等の改修 |
| 15 手すり・段差解消スロープ設置 |
| 16 その他町長が認めたもの |